

烏丸通まちづくり協議会 会計規則

(趣 旨)

第1条 本規則は、烏丸通まちづくり協議会規約第6条により、烏丸通まちづくり協議会（以下「本会」という。）を運営するため、会員から徴収する会費等に関して定めるものとする。

(年会費の額)

第2条 会員は以下に定める額の年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員の年会費は1会計年度につき、1口を6,000円とし、事業者・団体については2口以上、個人については1口以上とする。
- (2) 会計年度の途中で入会した正会員の当該会計年度の年会費は、入会した翌月から起算した会計年度末までの月割に相当する額とする。

(年会費の納入方法)

第3条 年会費の納入は、以下に定める方法で行われなければならない。

- (1) 事務局は、正会員に対し、旧年度2月中に会長による該当年度会費の請求書及び納入に関する通知文を送付する。
- (2) 納期は、該当年度4月末とする。ただし、会計年度の途中で入会した正会員の当該会計年度の年会費の納期は、入会した月の翌月末とする。
- (3) 本会の指定する金融機関の指定口座への振込又は現金による納入とすること。

(臨時会費)

第4条 本会は、交流会や研修会等で会長が必要と認める場合に限り、事前に額を通知したうえで、参加者から臨時会費を徴収することができる。

- 2 前項に掲げる場合を除き、総会で議決された実施事業の直接経費に関する臨時会費の徴収については、別途総会で定めることとする。
- 3 臨時会費の納入は、指定された納期までに、第3条第3号に掲げる方法で行われなければならない。

(寄付金及び協賛金)

第5条 寄付金は、随時受け付けることとする。

- 2 協賛金は、必要に応じて受け付けることができる。
- 3 寄付金及び協賛金の納入方法に関しては、第3条第3号の規定に準ずる。

(会費の免除)

第6条 やむを得ぬ事由により年会費の免除を受けたい正会員は、幹事会に免除申請書を提出しなければならない。

- 2 幹事会において会費の免除が必要と認められた場合に限り、会費の全額又は一部を免除することとする。

(付 則)

- 1 この規則は、本会設立の日（平成24年12月25日）から施行する。
- 2 第2条及び第3条の規定にかかわらず、本会設立当初の会計年度の年会費は徴収しない。

(付 則)

- 1 この規則は、平成25年5月21日から施行する。